

見後直々本縣調停官及特高課長に討向し解決方々を伺し
大要を諒意見を仰陳せしり

會社が株主を昇給に對しては感謝する然れども其人選に當り得
がらも其數尙從業員向に於て成績如何しき者一般に認らる者
昇給し又人當然昇給するべき者ト有る者昇給漏トナリ現案ニ
則せざる人選振りにして煩ル者ヲ得がらも如斯き事情あり
或る係りの如法全員昇給を見ざるも或る係り如きハ一人も昇給ヲ
見がら如き珍現象ヲ来し不手不満ノ者多ク或ヤ六七斗ノ長キ
向昇給せざる者多キに於テオヤ是等昇給不協ニ對しては
モノナリ加之三月十日職工代表(四名)に對し昇給内容内示ノ際公表
見合ハテ口約せたるに不扣之ヲ敢行せしが如きハ労働組合ノ切り崩
サレトせん手殺ナリト称セラハモ過言ナラズト信ス如斯キ信令の甚

ニ從業員へ結束ヲ固メ居ル關係上其嘆願ヲ容ルニテサレバ解決困難
ナリト信之ルモ吾が組合精神上無理ヲ主張スルモノニアラザラ以テ責任者
トシテ讓歩を女協之同意を乞フル事ヲ之分考慮上西者向ヲ幹從
セラレタリト後讓歩其女協希望を左記要領を仰陳せしり
一公平ヲ欠ク昇給是正セバト
一昇給漏者ヲ西者多ク追加昇給せしむルコト
一九ヶ条中會社大志貫徹ナキモノ承認昇給編者ヲ緩和せしむ
一昇給漏者ヲ或る時機に昇給せしむルコト
一昇給率ヲ或る程度削減し昇給者ヲ追加せしむ
以上立見見ナリレガ函課長ヲ其要領を過文ナハシテ並昇給以外
九ヶ条ノ問題如キハ話トシテ傳へハソトスヘシ等トシ懇諭し猶一層
讓歩亦從通ルル結果左記要領ヲ以テ會社側ニ折衝レ場
合ニヨリテ西者直接意見交換スルキコトを以テ午後六時十五分見入